

金銭消費貸借契約〔(あきぎん) スマートネクスト (一括借入型)〕

第1条 (契約の成立)

- 1 本取引の契約は、株式会社秋田銀行（以下、「銀行」という。）がお客様から銀行所定の申込書の提出を受け、銀行所定の審査後、銀行が承諾したときに成立します。
- 2 お客様は、本取引による貸越金の用途について事業の用に供するものではないことを確約するものとします。

第2条 (元利金返済額等の自動支払)

- 1 借主は、元利金（利息には保証料を含む。以下同じ。）の返済のため、各返済日（銀行休業日の場合は翌営業日。以下同じ。）までに毎回の元利金返済額（半年ごと増額返済日には、増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ。）相当額を返済用預金口座に預入しておくものとします。
- 2 銀行は、各返済日に払戻請求書または小切手によらず返済用預金口座から払戻しのうえ、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いをせず、返済が遅延することになります。
- 3 毎回の元利金返済額相当額の預入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は元利金返済額と損害金の合計額について前項と同様の取扱いができるものとします。
- 4 借主は、本借入に関する銀行の立替費用を第1項および第2項と同様の方法で支払うものとします。ただし、銀行は、別途銀行所定の方法で支払うことを請求できるものとします。

第3条 (保証料の支払)

借主がエム・ユー信用保証株式会社（以下、「保証会社」といいます。）に対し支払うべき保証料は、第1条により自動支払した利息のなかから銀行を通じて支払うものとします。

第4条 (繰上返済)

- 1 借主がこの契約による債務を期限前に繰り上げて返済できる日は原則として「あきぎんスマートネクスト (一括借入型)」ご契約内容のご案内（以下、「ご契約内容のご案内」といいます。）に定める毎月の返済日とし、この場合には繰上返済日の20日前までに銀行へ通知するものとします。ただし、半年ごと増額返済併用の場合の繰り上げて返済できる日は、原則としてご契約内容のご案内に定める半年ごとの増額返済日とします。
- 2 一部繰上返済をする場合は、前項によるほか、次表のとおり取り扱うものとします。

	毎月返済のみの場合	半年ごと増額返済併用の場合
① 繰上返済できる金額	繰上返済日につづく月単位の返済元金の合計額	下記のAとBの合計額 A 繰上返済日につづく6か月単位に取りまとめた毎月の返済元金 B その期間中の半年ごとの増額返済元金
② 返済期日の繰り上げまたは返済額の減額	一部繰上返済した以降の各返済期日を上記①にもとづき繰り上げて返済した月数だけ繰り上げるか、一部繰上返済した以降の毎回返済額を減額するかは、繰上返済申込時に選択できるものとします。	

第5条 (利率の変更)

金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、借主または銀行は相手方に対し、ご契約内容のご案内記載の年利率を一般に合理的と認められる程度のものに変更することについて協議をとめることができます。

第6条 (期限前の全額返済義務)

- 1 借主について次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、銀行から通知催告等がなくてもこの契約による債務全額について当然期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - ①銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき

- ②破産手続開始または民事再生手続開始、その他債務整理に関して裁判所の関与する手続きの申立があったとき
 - ③手形交換所の取引停止処分をうけたとき
 - ④前3号のほか、借主が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申立てたとき、または自ら営業の廃止を表明したとき等、支払を停止したと認められる事実が発生したとき
 - ⑤借主の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押、また差押の命令、通知が發送されたとき
 - ⑥住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明になったとき
- 2 借主について次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、借主は銀行の請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
- ①借主が債務の一部でも履行を遅延したとき
 - ②借主がこの条項その他銀行との取引約定に違反したとき
 - ③第14条にもとづく銀行への報告または銀行へ提出する書類に重大な虚偽の内容があったとき
 - ④前各号のほか、債務保全を必要とする相当の事由が生じたと客観的に認められるとき
- 3 前項の場合において、借主が住所変更の届出を怠ったり、銀行からの請求を受領しない等借主の責めに帰すべき事由により、銀行が行った通知または送付した書類が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

第6条の2（反社会的勢力の排除）

- 1 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- 3 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して銀行に虚偽の申告をしたことが判明し、借主と銀行の取引を継続することが不適切であると銀行が判断する場合には、借主は銀行からの請求によって、銀行に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
- なお、この場合において、住所変更の届出を怠ったり、銀行側からの請求を受領しない等借主の責めに帰すべき事由により、銀行が行った通知または送付した書類が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。
- 4 前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

第7条（銀行からの相殺）

- 1 銀行はこの契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または前2条によって返済しなけれ

ばならないこの契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。

- 2 前項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続きを省略し、借主に代わり諸預け金の払戻しを受け、借主の債務の返済に充当することもできます。この場合、銀行は借主に対して払戻しおよび充当した結果を通知するものとします。
- 3 前2項によって相殺、払戻しおよび充当する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず、約定利率により1年365日とし、日割計算します。

第8条（借主からの相殺）

- 1 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
- 2 前項によって相殺する場合、相殺計算を実行する日はご契約内容のご案内に定める毎月の返済日（半年ごと増額返済併用の場合は、その半年ごとの増額返済日）とし、相殺できる金額および相殺計算実行後の繰り上げ等については、第3条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の20日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他債権の証書、通帳は直ちに銀行へ提出するものとします。
- 3 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金の利率については、預金規定等の定めによります。

第9条（債務の返済等にあてる順序）

- 1 銀行からの相殺をする場合に、この契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、銀行はどの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 2 借主からの返済または相殺をする場合に、この契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済、または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 3 前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
- 4 第2項または第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第10条（代り証書等の差入）

事変、災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって、証書その他の書類が紛失、滅失、損傷または延着した場合には、借主は、銀行の請求によって遅滞なく代り証書等を差入れるものとします。

第11条（印鑑照合）

銀行がこの契約にかかる諸届その他の書類に使用された印影を、返済用預金口座の届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第12条（費用の負担）

この契約にもとづく取引に関し、金銭消費貸借契約にかかる印紙代および借主に対する権利の行使または保全に関する費用は、借主が負担するものとし、銀行所定の日払戻請求書等の提出なしに返済用預金口座から引落とし、あるいは借入金から差し引きのうえ、銀行または保証会社への支払にあてることに合意します。

第13条（届出事項）

- 1 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったとき、または財産、勤務先等について重大な変化が生じたときは、借主は直ちに銀行に書面で届け出るものとします。

- 借主が前項の届出を怠ったり、銀行からの通知を受領しない等借主の責めに帰すべき事由により、銀行が行った通知または送付した書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第14条（成年後見人等の届出）

- 借主は、借主について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届け出るものとします。
- 借主は、借主について、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意監督後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届け出るものとします。
- 借主は、借主について、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届け出るものとします。
- 借主は、借主について、前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も、書面によって届け出るものとします。
- 前4項の届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた銀行の損害については、借主の負担とします。

第15条（報告および調査）

- 銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、借主は借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
- 借主は、借主の信用状態について重大な変化を生じたときは、報告するものとします。

第16条（返済延滞時の回収業務委託）

借主は、その返済が延滞した場合には銀行が返済金の管理回収について法務大臣の許可を得たサービサー会社に委託することに同意します。

第17条（債権譲渡）

- 銀行は、将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡（以下本条においては信託含む。）することができます。
- 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人（以下本条においては信託の受託者を含む。）の代理人になるものとします。借主は銀行に対して、従来どおりご契約内容のご案内に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

第18条（個人情報の取扱いに関する同意書）

借主は、別途定めのある「個人情報の取扱いに関する同意条項」の内容に同意するものとします。

第19条（合意管轄）

この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするものとします。

第20条（契約の変更）

- この契約の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、銀行ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

（2020年4月1日現在）